

電子的診療情報連携体制整備加算に関する院内掲示

当院では「電子的診療情報連携体制整備加算」の施設基準に係る届出を行っております。

【施設基準】

- 当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用をすることにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です
- オンライン診療を行っている、オンライン資格確認を行う体制を有している
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無償で交付している
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を有している
- マイナンバーカード保険証利用率（30%以上）
- マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っている
- マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様から健康管理に係る相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している
- 電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している

上記事項より、医療情報の取得状況に応じて下記加算を算定させていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

◆ **電子的診療情報連携体制整備加算 1**（入院初日）

◆ **電子的診療情報連携体制整備加算 2**（初診時、再診時に月に 1 回）

※加算について詳細な点数等を確認されたい場合は窓口にてお尋ねください。

令和 8 年 6 月

医療機関名：社会医療法人青仁会 池田病院